



札幌市告示第 1859 号

都心まちづくりプラットフォーム構築支援業務に係る公募型企画競争（プロポーザル）を実施するので、下記のとおり告示する。

令和 2 年（2020 年）4 月 2 日

札幌市長 秋元克広



記

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市まちづくり政策局都心まちづくり推進室都心まちづくり課

電話 (011) 211-2692

2 公募型企画競争（プロポーザル）に対する事項

(1) 業務名

都心まちづくりプラットフォーム構築支援業務

(2) 業務内容

ア 未来ビジョンのフレームづくり

イ プロジェクトの実施

ウ フォーラム等の開催

エ プラットフォーム構築に係る各種支援

オ 報告書の作成

(3) 履行期間

契約締結の日から令和 3 年 3 月 26 日（金）まで

3 参加資格

次の要件を全て満たすものとする。

(1) 札幌市競争入札参加資格者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(3) 公募開始日から契約締結日までの期間に、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続き又は再生手続きの開始の申し立てがなされている者でないこと。

(5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされている者でないこと。

4 手続等

(1) プロポーザル提案説明書等の交付

令和 2 年 4 月 3 日（金）から都心まちづくり推進室ホームページにて公開

(2) 企画提案書等の提出

ア 提出方法

持参又は郵送とする。

イ 提出期間

令和2年4月3日（金）から令和2年4月21日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く日。

受付時間は8時45分から17時15分までとする。（4月21日（火）は12時00分まで）

ウ 提出場所及び送付先

上記1のとおり。

5 選定方法

(1) 一次審査（書類審査）

提出された企画提案書等を企画競争実施委員会により書類審査する。提出者が少數の場合は省略する場合がある。

(2) 最終審査（ヒアリング）

企画競争実施委員会においてヒアリングを実施し、委員の評価の合計点数が最も高い企画提案を契約候補者とする。

6 その他

(1) 以下の場合には、選定委員会において審査のうえ、失格となることがある。

ア 提出書類に虚偽の記載をし、その他不正の行為をした者

イ 本要領に定める手続以外の手法により、選定委員会の委員及び市職員から助言、援助その他審査の公平を疑われるような行為を受けた者又は当該行為を求めた者

ウ 本プロポーザルの手続期間中に指名停止を受けた者

エ 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本要領及び各様式の留意事項に適合しなかった者

オ 審査の公平性を害する行為を行った者

カ その他、本要領等に定める手続、方法等を遵守しない者

(2) プロポーザルに係る一切の経費は、参加者の負担とする。

(3) 提出された企画提案書等は返却しない。

(4) 提出された企画提案書の訂正・追加・再提出は認めない

(5) 同一の事業者からの複数の企画提案書の提出は認めない。

(6) 詳細は提案説明書による。